

相続の無料相談会

司法書士・行政書士・税理士による

認知症・遺言・家族信託

参加特典：相続の手続き・対策がわかる「相続パンフレット」をプレゼント!

3日間開催
事前予約制
9時～17時

2026年

※18日(水)は受付時間：10時から17時までです。

3月 18(水) 19(木) 20(金)



相談会場

18日(水)・19日(木)・20日(金)
9:00～17:00
大牟田市イノベーション創出拠点aurea
〒836-0842 福岡県大牟田市有明町1丁目1-22
TEL:0944-32-9767
会議室B



ご相談予約枠

① 9:00～ ② 10:00～ ③ 11:00～ ④ 12:00～ ⑤ 14:00～ ⑥ 15:00～ ⑦ 16:00～
※18(水)は②～⑦の時間帯のみ受付

LINEご予約
QRコード



◀LINEから簡単にご予約可能です。
オフィスフラットの公式アカウントから
無料相談会の日程をご予約できます。
LINEまたはお電話でご予約を承ります。

相続相談会ご予約ダイヤル
0120-80-8864

他の日程でのお電話、オンライン面談 (Zoom、LINE) も随時承っております。お気軽にお問い合わせください。

相続に関するこんなお悩み、ありませんか？

財産の名義変更について

- 亡くなった父親名義のままの不動産がある
- 亡くなった母親の預金口座を解約したい。
- 名義変更をしたいけど忙しくて時間が取れない



認知症対策について

- 母親が認知症になる前に対策をしたい
- 介護施設の入居費用に充てるために不動産を売却する予定がある
- 家族信託のメリット・デメリットを知りたい



遺言・贈与について

- 財産は不動産しかないけど遺言はしておいた方がいい?
- 兄弟がもめないように遺言を書いておきたい
- 前妻との間に子供がいる



相続税について

- 不動産を多数保有しているが現金が少ない
- 相続税がどの程度かかるのか知りたい
- 相続税申告に必要な手続きを知りたい



2024年
4月1日より

相続登記が義務化

相続によって不動産を取得した相続人は3年以内に相続登記を申請しないといけません

相続登記を放置していた場合に被るデメリット

- ・相続人に相続が発生し当事者が増えて**手続きが煩雑**になってしまう
- ・固定資産税や管理費は**相続人全員**で負担しないといけない
- ・いざ売却したくても**売却できない**



正当な理由なく義務に違反した場合は**過料の適用対象**となります！
不動産を相続したらお早めに相続登記を申請しましょう！

相続税申告には**期限**があります！

- 相続税の申告は被相続人が**亡くなってから10ヶ月以内**にしなければなりません。
- 10ヶ月以内に**戸籍の収集、相続財産の把握、遺産分協議、相続税の申告等**を行う必要があります。
- 相続の発生前に対策することで、**納税資金の確保**や**遺産分割をスムーズ**にすることが可能です。

次のような場合は事前に対策をお勧めします！

- 相続税をどのくらい払うか知っておきたい
- 不動産を多数保有している
- 前妻との間に子供がいる
- 会社を経営している
- 多数、保険に加入している



遺言・相続手続き・相続税の専門家がお悩みにお応えします！



司法書士法人アクティス
(福岡県司法書士会 第1516号)

司法書士
多伊良 壮平



行政書士法人アクティス
(福岡県行政書士会)

行政書士
田代 進



税理士法人アップパートナーズ
相続・事業承継部
(九州北部税理士会)

税理士
豊福 陽子

司法書士法人アクティス (旧:司法書士法人オフィスフラット)

行政書士法人アクティス

代表社員 多伊良 壮平

■天神オフィス

〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目10番20号 天神ビジネスセンター9階

■大手門オフィス

〒810-0074 福岡市中央区大手門2丁目1番16号 OTEMON2116 4階

TEL:092-753-9641 FAX:092-303-8070

税理士法人アップパートナーズ
福岡本部

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目6-1九勸筑紫通ビル9F

TEL:092-403-5544

LINEご予約QRコードはこちら▶



相続相談会ご予約ダイヤル ☎ 0120-80-8864